

(単位：百万円)

No.	事業名	令和7年度 補正予算額	担当府省庁	備考
4. 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する				
4-①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援				
64	孤独・孤立対策のための自殺防止対策事業	1,000	厚生労働省	
65	孤独・孤立対策推進交付金	120	内閣府	再掲
66	地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査	200	内閣府	再掲
67	こどもの居場所づくり支援体制強化事業	507	こども家庭庁	再掲
68	食品アクセス確保緊急支援事業	600	農林水産省	再掲
69	刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保	731の内数	法務省	再掲
70	生活困窮者等支援民間団体活動助成事業	438	厚生労働省	
71	居住支援協議会等活動支援事業	220	国土交通省	
72	女性活躍促進に向けた取組に必要な経費	423	内閣府	
4-②NPO等との対話の推進				
73	孤独・孤立対策推進交付金	120	内閣府	再掲
4-③連携の基盤となるプラットフォームの形成				
74	孤独・孤立対策推進交付金	120	内閣府	再掲
75	民間企業におけるつながりづくりに関する調査研究	17	内閣府	新規・再掲
4-④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備				
76	孤独・孤立対策推進交付金	120	内閣府	再掲
4-⑤関連施策の推進				
77	地域就職氷河期世代等支援推進交付金	2,146	内閣府	新規

施策名: 地域における自殺対策の強化

① 施策の目的

- 令和6年の自殺者総数は過去2番目に少ない20,320人となったが、自殺者総数は依然として高い水準で推移している。また、令和6年の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このような深刻な状況の中で、孤独・孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されており、電話やSNS等を活用した相談事業における総呼数(かかってきたコール数)の高止まりや接続完了率(つながったコール数の比率)の低さが課題となっている。
- 自殺総合対策大綱に定める数値目標(自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする)を達成するためにも、相談体制の更なる強化等が必要である。

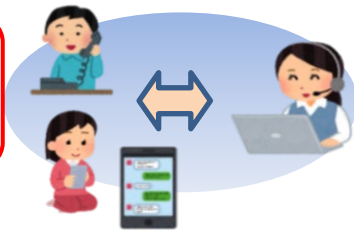
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

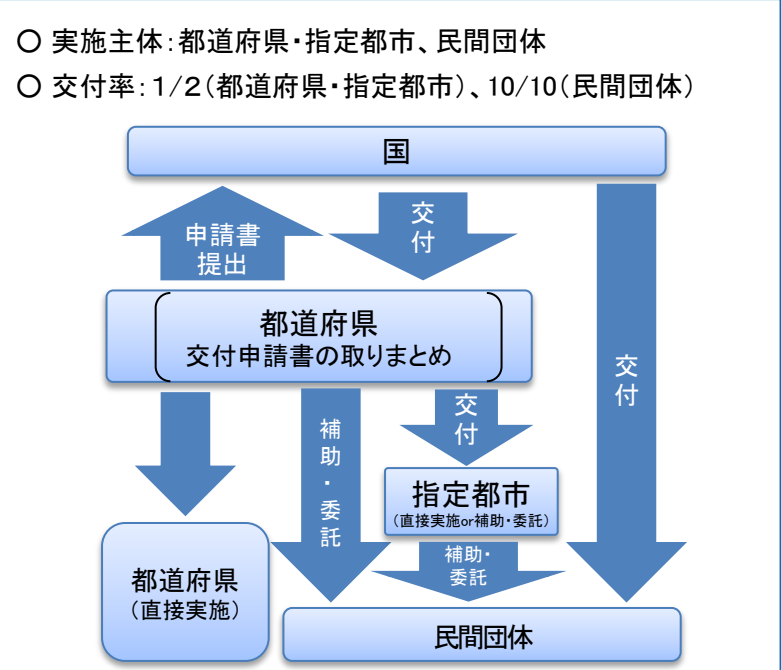
③ 施策の概要

- I 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援
- 都道府県・指定都市が行う電話・SNS等を活用した相談体制の強化
 - 地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
 - 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
 - 相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援

- II 社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

孤独・孤立対策推進交付金（内閣府孤独・孤立対策推進室）

8年度概算決定額 1.4億円（7年度予算額 1.4億円）

7年度補正予算額 1.2億円

事業概要・目的

- 令和6年に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）が施行され、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「孤独・孤立対策の重点計画に沿って、予防が重要との認識の下、交付金も活用し、地方版官民連携プラットフォームを設置する地方公共団体への伴走支援、NPO等への継続的支援、緩やかなつながりや居場所づくり、支援の担い手やつながりサポーターの育成、つながりを生むための分野横断的な連携促進のほか、社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防するための関係府省と地方公共団体が連携した取組を進める」とされています。
- このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携等による孤独・孤立対策の推進を支援します。

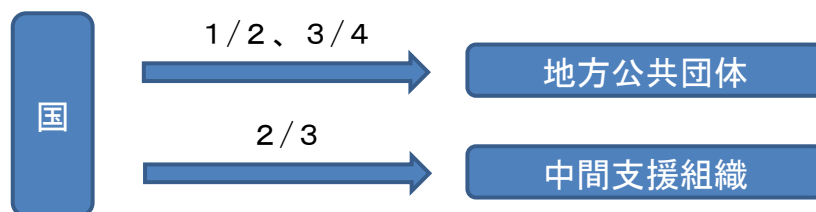
事業イメージ・具体例

- 1 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進します。
- 2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援します。

（地方公共団体向けのメニュー）

- ・ 地方版官民連携プラットフォームの構築
- ・ 関連事業の取組方針の作成、実態把握や地域資源の調査、関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動、住民への情報発信や普及啓発活動、人材確保・育成のための研修、地域協議会の設置、相談体制の整備や居場所の設置など当事者等への支援、相談体制の整備や居場所の設置などの活動を行う団体への補助 等

資金の流れ



期待される効果

- 地方公共団体が主体となって連携・協働体制を構築するなどにより、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。
- 個々のNPO等の運営能力や活動基盤の底上げにより、安定的・継続的な孤独・孤立対策につながります。

地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査（内閣府孤独・孤立対策推進室）

8年度概算決定額 0.3億円（新規）

7年度補正予算額 2.0億円

事業概要・目的

- 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が、予防や早期対応の観点から重要です。
- このような取組の拡大を図るためには、関係行政機関（特に地方公共団体）のみならず、NPO等の現場レベルでの活動が必要不可欠ですが、具体的な取組のイメージやノウハウの蓄積が不十分です。
- このため、日常生活環境における孤独・孤立の予防や早期対応に資する取組への支援を行うとともに、その成果等を踏まえたNPO等の取組モデルを構築し、全国展開を図ります。

事業イメージ・具体例

NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組への支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。

（日常生活環境における対応の例）

- ・ 趣味のワークショップやオンライン交流会等による単身世帯の人々の交流機会の提供
- ・ 中卒者や高校中退者を対象とした学習支援
- ・ ボランティアやインターンシップ等による若者の社会参加の機会の提供
- ・ イベント等を通じた地域住民同士の交流機会の提供
- ・ スポーツや文化・芸術を通じた、こども・若者、高齢者など多世代間の交流機会の提供
- ・ 伝統行事等の伝承を通じたシニア世代とこどもの交流機会の提供
- ・ 大工仕事などを通じた中年・シニア世代の交流機会（日本版メンズ・シェッド）の提供
- ・ 空家を活用したコミュニティカフェ、ものづくり、講習会などを複合的に実施する居場所の提供
- ・ 図書館や博物館、公園などの機能を活かした居場所の提供 等

資金の流れ



期待される効果

- 孤独・孤立の問題やそれから生じ得る更なる問題に至らないようにする予防を目指した取組が強化され、地域における官・民・NPO等の連携による推進体制の整備と相まって、地域の実情に応じた孤独・孤立対策が実施されます。

〈こども政策推進事業費補助金〉令和7年度補正予算 5億円

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- また、地域におけるこどもの諸問題に対応するべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的にモデル事業を実施する。
- (1)～(3)は「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間(令和6年度～令和8年度)、(4)は3年間(令和7年度～令和9年度)で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

〈広報啓発の取組例〉

- ・こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

〈想定されるテーマ例〉

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり 等



(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。

〈活動例〉小学生の生活の連続性に配慮した地域人材のコーディネート(学校支援人材や放課後児童支援員等の放課後支援人材の発掘、養成等)

実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】	1 都道府県あたり	7,489千円	1 指定都市あたり 5,842千円
	1 特別区・中核市あたり	3,683千円	1 市町村あたり 2,080千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】	1 都道府県あたり	4,502千円	1 指定都市あたり 4,090千円
	1 特別区・中核市あたり	3,849千円	1 市町村あたり 2,107千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

【実施主体】	都道府県、市区町村、民間団体(全国展開しているオンラインの居場所に限る)
【補助率】	国 10/10
【補助基準額】	1 団体あたり 5,000千円(上限) ※同一団体の同一事業は採択しない。

(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

【実施主体】	都道府県、市町村
【補助率】	国 10/10
【補助基準額】	1 自治体あたり 5,000千円



食品アクセス確保緊急支援事業

令和7年度補正予算額 600百万円

<対策のポイント>
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

<事業目標>

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80% [令和12年度まで]）
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援

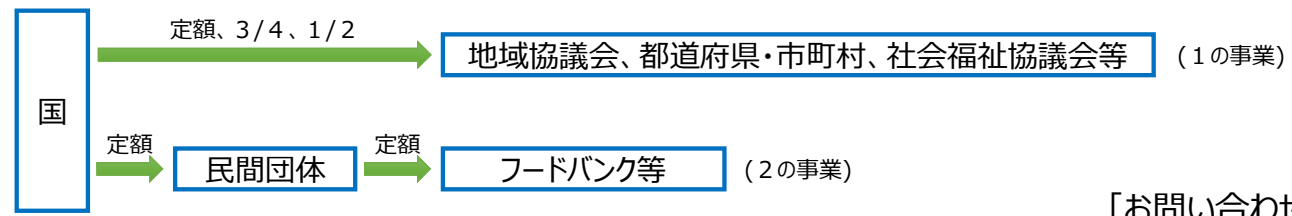
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ① 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- ② 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ③ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- ④ 課題解決に向けた計画の策定

2. フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた機能強化支援

地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

[1について]



[2について]



[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

更生保護就労支援事業

【R8予算(案)額
6,420,035千円の内数】

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が保護観察所から委託を受け、保護観察所と連携しつつ、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業

更生保護就労支援
事業所



- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和8年度は**全国29庁**で実施

就職活動支援業務

矯正施設
収容中



釈放後



矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

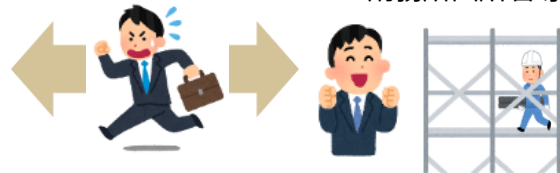
- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

職場定着支援業務

協力雇用主



刑務所出所者等



出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 対人関係の向上
- 職務内容の設定
- 良好な勤務態度の醸成など
- 適切な指導方法など

訪問支援事業について

【R8予算(案)額
6,420,035千円の内数】

背景・導入の経緯

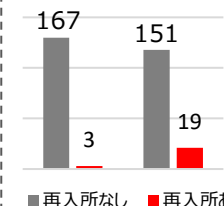
- 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため「**フォローアップ事業**」を開始（H29年度～）
- 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要**（R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」）
- 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど**援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在**



アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始（R3.10～）

効果

訪問支援群 対照群



結果

訪問支援群 **1.8%**

⇔ 対照群 11.2%

訪問支援群の方が
有意に再入所が少ない

訪問支援は
再犯防止に効果あり

対象

令和6年4月から令和7年3月までの間に
訪問支援を実施した170人（全19施設）

方法

- 訪問支援を実施した者（訪問支援群）
- 訪問支援を実施しなかった者（対照群）

について、令和7年3月末までに退所後の犯罪により
受刑のため**刑事施設に再入所した者の割合**を比較

概要

実施施設

令和7年度は**全国19施設**を訪問支援実施施設として指定し、**訪問支援職員**を配置
(令和8年度は20施設に拡充予定)

[函館、仙台、宇都宮、さいたま、東京（2施設）、横浜、新潟、金沢、京都（2施設）、大阪、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島]

対象者

保護観察対象者または更生緊急保護対象者
であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

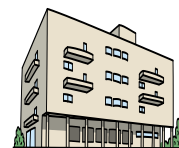
支援の
方法・内容

訪問支援職員が、**更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問**などにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施

定期的な訪問による生活相談支援等

- ・日常生活に関する相談
- ・就労支援
- ・金銭管理指導
- ・福祉関係団体等とのケア会議
- ・行政サービスの利用援助
- ・関係機関等への同行支援

…等



更生保護施設

更生保護施設職員
(訪問支援職員)



更生保護施設
退所者等

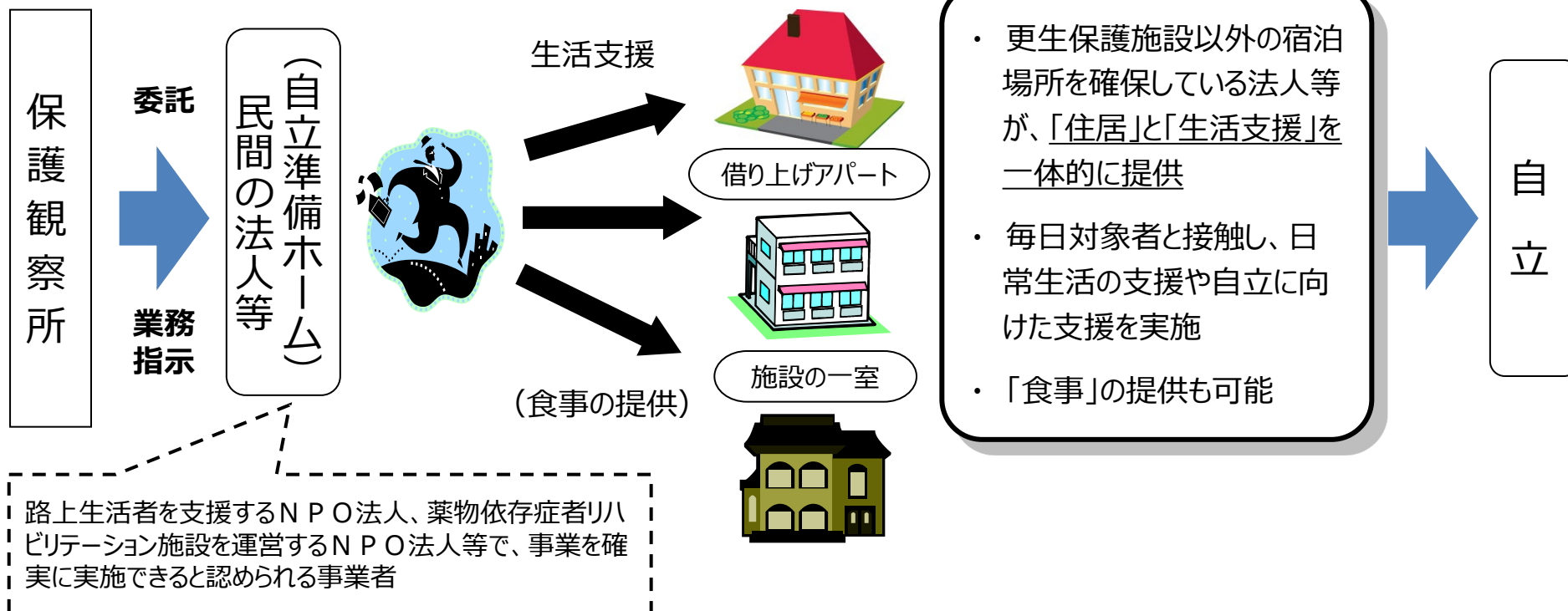
更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策



更生保護地域寄り添い支援事業

- 地域において継続的な支援を必要とする犯罪をした者等に対する“息の長い”支援を確保するため、地域の関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者に保護観察所から委託 (旭川・さいたま・福井・福岡)
- 民間事業者が寄り添い支援員を配置し、犯罪をした者等と支援者の双方に寄り添った支援を実施

事業内容・フロー

地域支援体制の整備

- ・地域支援体制の調査
- ・既存の地域支援ネットワーク等への参画に向けた働き掛け
- ・更生保護関係団体の支援活動等の整理・検討

支援者等への支援

- ・地域支援者との情報共有・意見交換等
- ・支援者向け研修・事例検討会等
- ・地域の支援者と連携した居場所作り等



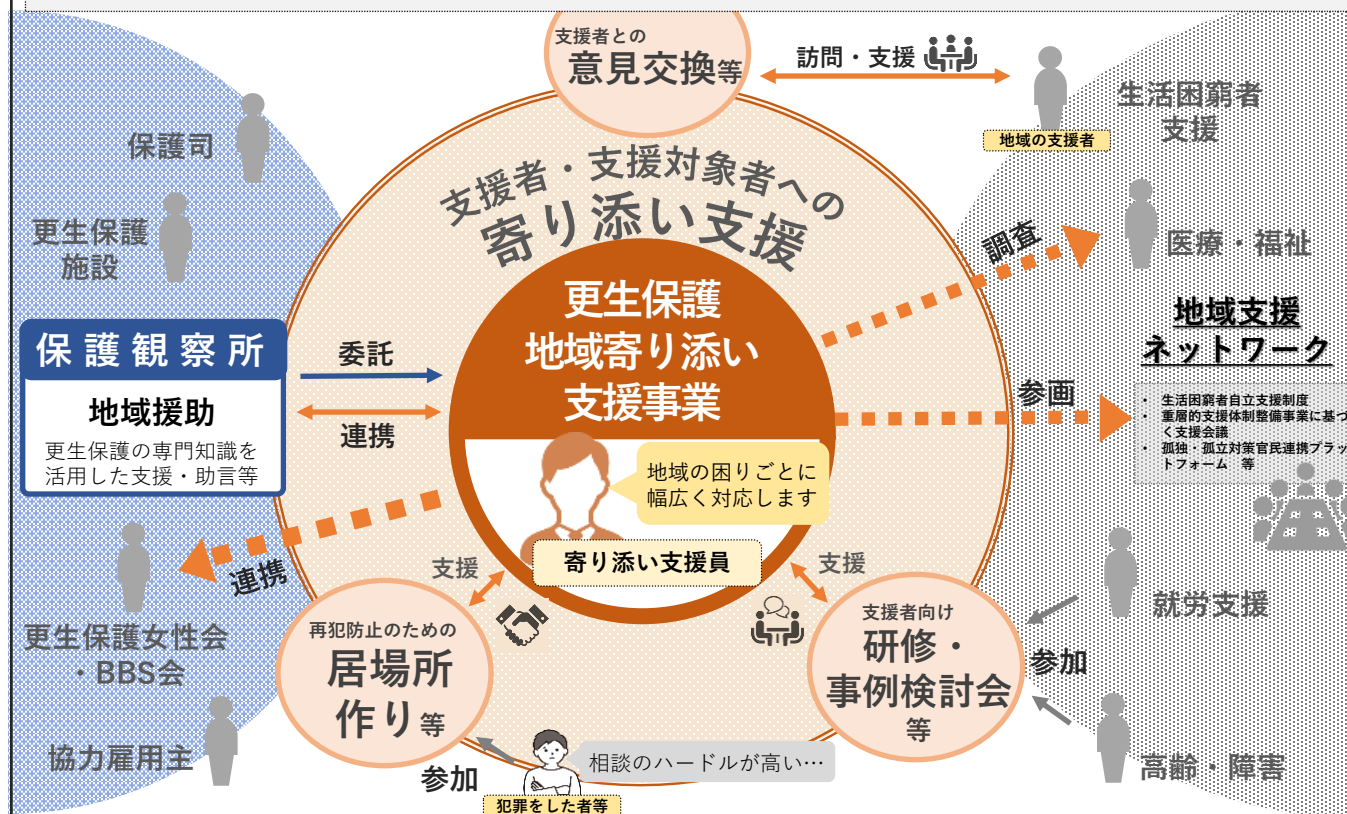
積極的に地域にアウトリーチし、支援を必要とする支援者・支援対象者の把握に努めます

支援者・支援対象者への寄り添い支援

- 🗨️ 情報提供・助言等
- 👥 支援活動への同行・同席等
- 🔗 関係機関等へのつなぎ

目的・スキーム

犯罪をした者等の安定した地域生活を図ることによって、再犯等を防止し、安心・安全な社会の実現に寄与



施策名:生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

令和7年度補正予算案 4.4億円

① 施策の目的

・生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

② 対策の柱との関係

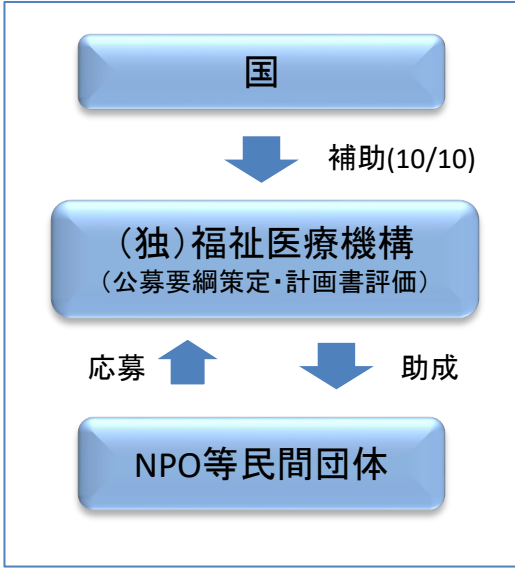
I	II	III
○		

③ 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1)助成先
生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人等)
- (2)助成対象事業
生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業
- (3)実施方法
福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

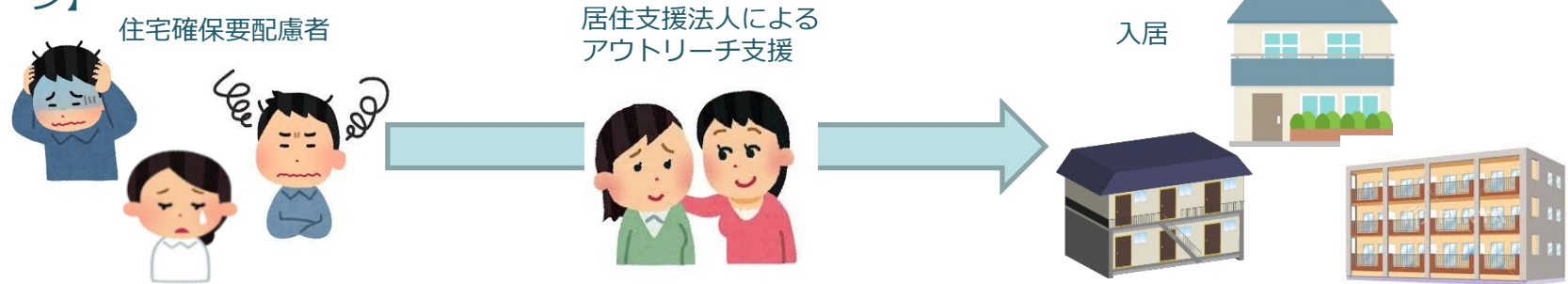
令和8年度当初予算案
 ・居住支援協議会等活動支援事業 10.81億円
 ・社会資本整備総合交付金 4,596.93億円の内数
 ・防災・安全交付金 8,529.18億円の内数
 ・スマートウェルネス住宅等推進事業 160.87億円の内数
 令和7年度補正予算
 ・居住支援協議会等活動支援事業 2.20億円

居住支援法人等に対する活動支援

居住支援法人への支援①：居住支援協議会等活動支援事業

アウトリーチ型の支援（路上生活者等に対する声掛けなど、支援を必要としている方に対して出向いて働きかけを行う支援）等を行う居住支援法人に対して支援

【事業イメージ】



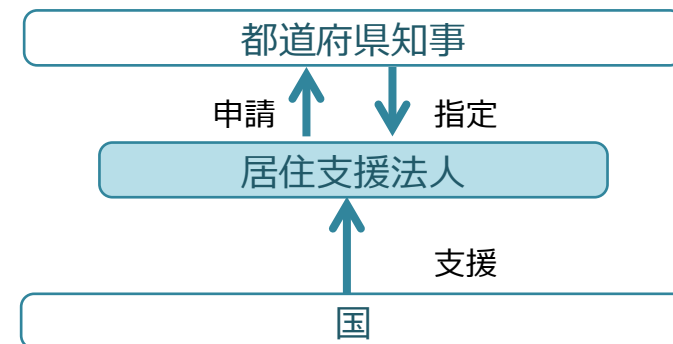
居住支援法人への支援②：セーフティネット住宅等改修事業

居住支援法人が見守り付きセーフティネット住宅等として運営するために要する準備経費（住宅確保要配慮者の居住安定に必要な工事期間の借上げ費用）について支援

居住支援法人について（1,120者が指定（R7.12.31時点））

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・指定される法人は、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社 等

【制度スキーム】



地域女性活躍推進交付金（内閣府男女共同参画局総務課）

（地域における女性活躍促進に向けた取組に必要な経費）

令和7年度補正予算額 10億円（うち孤独・孤立対策NPO等支援関係 4.2億円）

事業概要・目的

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとしてされています。
- 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」（以下「5次計画」という。）や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」において、女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとっての鍵であるとの考えの下、地方公共団体が地域の实情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援することとされました。
- 「女性・平和・安全保障(WPS)」の観点も踏まえながら、災害対応の現場における女性の参画拡大を一層推進する必要があります。
- デジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、女性デジタル人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要です。
- 女性の視点に立った、地域の女性が働きやすい雇用環境の創出等に資する、女性の起業を後押ししていくことも重要です。
- 様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性が多いることから、寄り添ったきめの細かい相談支援を充実させることが不可欠です。
- このため、地方公共団体が、地域の関係団体やNPO等の民間団体との連携の下で行う、女性防災リーダーや女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用、困難や不安を抱える女性への相談支援等を地域女性活躍推進交付金により支援します。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- (1) 活躍推進型 2.8億円【補助率】2分の1
女性役員・管理職や女性防災リーダーを育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援を行います。
- (2) デジタル人材・起業家育成支援型 3.0億円【補助率】4分の3
ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につながる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援を行います。
- (3) 寄り添い支援・つながりサポート型 4.2億円
様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復をできるようなNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援を行います。
 - (A) 寄り添い支援型プラス 【補助率】2分の1
 - (B) つながりサポート型(NPO活用特化) 【補助率】4分の3
 - (C) 男性相談支援型 【補助率】2分の1

期待される効果

地方公共団体が、地域の实情に応じ、女性防災リーダーや女性デジタル人材・女性起業家の育成等の女性の活躍推進や不安や困難を抱える女性に寄り添った支援を進めることにより、地方の暮らしの安定を図り、国民一人一人が生きがいや役割を持つ包括的な地域共生社会を実現します。

民間企業におけるつながりづくりに関する調査研究（内閣府孤独・孤立対策推進室）

令和7年度補正予算額 0.2億円

事業概要・目的

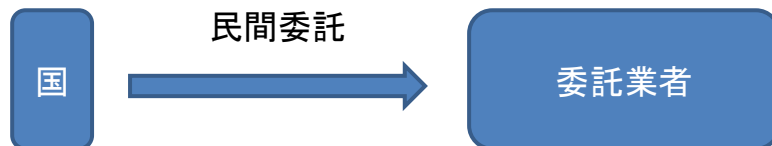
- 我が国においては、今後、単身世帯の更なる増加が見込まれ、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されており、現役世代を含めた中長期的視点に立った孤独・孤立の予防に資する取組が求められています。
- こうした中、「安心・つながりプロジェクトチーム」の取りまとめ（令和7年7月31日）において、「民間企業は事業活動を通じたつながりづくりの担い手であるとともに、雇用主として、社員の退職後までを見据えて、孤独・孤立の予防の観点からのつながりづくりを促進する役割を担うことが期待される」との指摘がなされました。
- この点、民間企業をつながりづくりに関する取組については、事例や知見の蓄積が乏しい現状にあり、先進的な取組事例を把握する必要があります。
- このため、全国の民間企業をつながりづくりに係る先進的な取組事例を収集し、これを分析・整理するとともに、その成果の全国展開を図ります。

事業イメージ・具体例

- 1 民間企業を対象として、事業活動を通じたつながりづくりや、雇用主として、社員の退職後までを見据えた、孤独・孤立の予防の観点からのつながりづくりに関する先駆的な取組事例（※）を収集します。

（※）「安心・つながりプロジェクトチーム」会合においては、移動販売を活用したつながりづくり・見守り、ボランティア休暇を活用した社員の社会貢献活動の促進、社員を対象とした「つながりサポーター」養成講座の実施といった民間企業における関係する取組が報告された。
- 2 また、収集した取組事例を分析・整理し、得られた成果を全国展開することにより、多種多様な民間企業におけるつながりづくり等の取組を促進し、もって、社員等を対象とした民間企業主体の孤独・孤立対策を推進します。

資金の流れ



期待される効果

- 民間企業におけるつながりづくりの取組が広がることで、退職を契機としてつながりを失いかねないという課題への「備え」として、現役世代一人一人が若いうちから社会や地域とつながり、受援力への意識が高まります。
- また、地域とつながりを持つ方が増えることで、各地域における担い手不足の課題の解消にも寄与します。

地域就職氷河期世代等支援推進交付金（内閣府就職氷河期世代等支援推進室）

令和7年度補正予算額 21.5億円（新規）

事業概要・目的

<事業概要>

○令和7年度内を目途に取りまとめる「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」に沿って、就職氷河期世代等について、社会参加やリ・スキリングを含めた就労・活躍に向けた支援など、地方公共団体が個々人の実情に合わせて行う支援を後押しします。

<目的>

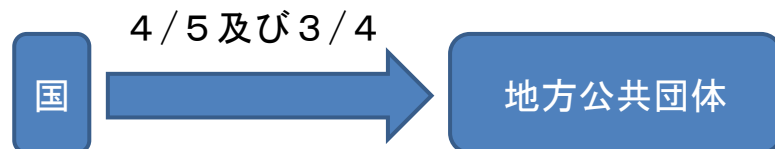
○就職氷河期世代等の就労や社会参加の支援について、令和7年6月に開催された「第2回就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議」で決定された基本的な枠組みに基づき、「就労・処遇改善に向けた支援」「社会参加に向けた段階的支援」「高齢期を見据えた支援」の3本柱に沿って、従前からの取組を強化します。
この方針に基づき、就労や社会参加の支援に緊急的・重点的に取り組む地方公共団体を支援する必要があります。

事業イメージ・具体例

○就職氷河期世代等について、地方公共団体が行う個々人の状況に寄り添った支援として、地域の実情に応じて創意工夫した取組を後押しします。

	事業メニュー	交付金対象例
①	就労・処遇改善希望がある者等の資格取得に向けた支援等のリ・スキリングを含む支援	研修・実習、職業訓練、リ・スキリング講習会等の能力向上支援や資格取得に係る費用の助成
②	アウトリーチ支援や相談支援等、個々人の状況に寄り添った支援	出張相談、専門職の相談員の配置
③	多様な働き方・社会参加等の機会の創出支援	就労体験、企業向けセミナー
④	就労や処遇改善希望がある者等へのマッチングや説明会の開催支援	マッチングイベント、合同企業説明会、個人向けセミナー
⑤	社会参加や就労等に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減	就労体験等の日当・交通費の支給
⑥	他の国庫補助金等の対象事業の充実・強化	地域若者サポートステーション事業の充実・強化
⑦	当事者同士の交流の場の設定、関係者の理解増進など、地域の実情に応じた支援	居場所や交流の場づくり、支援団体向けセミナー
⑧	中間的就労の機会の創出支援	受入協力金の支給
⑨	家計改善や資産形成に向けた金融教育支援	親世代の高齢化に備えたセミナー
⑩	実態把握や効果検証を行う事業	実態把握の調査、アセスメント
⑪	上記取組について、事業効果を高めるための情報発信及び普及啓発	WEBサイト、SNS広告
⑫	地方公共団体が相互に連携して上記事業を広域化して実施する事業	都道府県が管内市町村と連携することで、スケールメリットを発揮

資金の流れ



期待される効果

○就職氷河期世代等について、地方公共団体が個々人の状況に合わせて行う支援を後押しすることにより、共通の課題を抱える幅広い世代への支援の中で、対象者にとっての選択肢を拡大し、政策効果を一層高めます。